



相続に関する適切な備えとは？ (子どもがいない高齢夫婦のケース)

MUFG相続研究所 フェロー たまき 玉置 かずひろ 千裕

【事例】

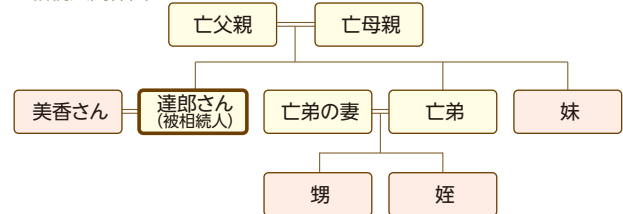
達郎さん夫婦には子どもがいません。万が一のことを考え、達郎さんは妻の美香さんのために遺言の作成を考えていましたが、達郎さんは弟や妹とも仲が良く、弟や妹からは、「お兄さんの財産は美香さんと結婚してから築き上げてきたものだし、私たちはお兄さんの財産をあてにしていないから大丈夫」と言われて安心していました。また、達郎さんの財産状況は、相続税の基礎控除(3,000万円+法定相続人の数×600万円)は超えるものの、美香さんが全部相続する場合、相続税の申告をきちんと行えば、配偶者の税額軽減という優遇措置が受けられるので、相続税の負担の心配もないだろうと考えていました。

その後、達郎さんが認知症を患い、美香さんの献身的なサポートもありましたが、認知症を患ってから5年後に達郎さんは亡くなりました。ところが、達郎さんが認知症を患った後、妹も認知症を患い、さらに弟はすでに達郎さんより先に亡くなっていました。

すると、達郎さんの遺産分割協議を巡り、達郎さんの弟の子どもである甥や姪から「達郎さんが遺言を残していない以上、自分たちも相続人として財産をもらう権利がある」としてそれぞれの法定相続分を主張しました。また、妹は認知症で話し合いができない状態のため、申請から3 か月程度を要し、家庭裁判所が選任した専門職の後見人が遺産分割協議に参加することになりました。美香さんは後見人に対し、妹は元気だったときに夫の財産をあてにしないと言っていたことを伝えましたが、後見人の立場としては、妹の法定相続分の権利を確保する必要がある旨主張しました。

美香さんは、自宅には何とかそのまま住み続けられそうなものの、金融資産の一部を甥姪や妹に渡した場合の今後の老後生活に不安を感じていました。しかし、このまま話し合いが膠着すると相続税の申告期限も迫り、申告期限を過ぎると原則として配偶者の税額軽減も受けられなくなり、相続税を納める必要も出てきたことから、やむ無く甥姪や妹に法定相続分相当の金融資産を渡すことで合意しました。

■相続人関係図



■達郎さんの相続財産

	美香さん	妹	甥	姪
自宅 5,000万円				
金融資産 3,000万円				
合計 8,000万円				
法定相続割合	3/4	1/8	1/16 (1/8×1/2)	1/16 (1/8×1/2)
法定相続分	6,000万円	1,000万円	500万円	500万円

次ページへつづく▶

【解説】

子どもや両親がいない場合、配偶者だけでなく、亡くなった人の兄弟姉妹も法定相続人になります。その場合、兄弟姉妹には4分の1の法定相続分があり、兄弟姉妹が複数の場合は人数で按分します。さらに、兄弟姉妹が亡くなっていた場合には、代襲相続として、その亡くなった兄弟姉妹の子どもである甥や姪も法定相続人になります。遺言がない場合、遺産分割協議には相続人全員が参加しなければならないので、認知症になった相続人を除外することはできません。今回の事例のように相続人の中に認知症の方がいれば、成年後見人をつけない限り遺産分割協議ができないこととなります。認知症の相続人に成年後見人がついていなければ、遺産分割協議の前に、家庭裁判所で成年後見人を選任してもらう手続きを行う必要があります。また、相続税の優遇措置である配偶者の税額軽減の適用を受けるためには、原則として相続が発生してから10か月以内の申告期限までに遺産分割協議を完了させておく必要があります。

今回の事例では、達郎さんが美香さんに全財産を相続させるという遺言書を残していた場合には、相続人全員や成年後見人を交えて遺産分割協議をする必要がなく、また妹や甥姪には遺留分がないため、遺言書の内容通りに遺産相続が行うことができました。

なお、MUFG 相続研究所が

2023年9月に実施したアンケート調査【図表1】によると、相続手続きにおいて、高齢の相続人（配偶者・兄弟）の認知機能が低下していた場合、相続手続きのために後見人をたてる必要が生じる可能性がある点について、知っていた方は全体の24.3%という結果でした。

【図表1】に掲載の項目は、相続に関する知識としてはごく一部であり、その方の財産状況や家族状況などによって、知っておくべき知識の内容や程度、またその優先順位なども変わっていきます。達郎さんは相続人や相続税の規定について一定程度理解されていましたが、結果的に達郎さんが望む形での財産の承継は実現できませんでした。

その意味では、財産状況や家族状況などに応じた相続への備えとして、将来どういったリスクが考えられるのかを正確に把握し、適切な相続対策の実現を図っていくためには専門家と相談しながら検討されることをお勧めします。

※内容は2025年8月1日現在に適用されている法令・税制などにに基づき記載しています。具体的な対策の実行にあたっては、税理士・弁護士などの専門家にご相談ください。

図表1 相続について知っていること

回答者5,152人

カテゴリー	項目	知っている と回答(人)	割合
法定相続人	1 配偶者がいても兄弟(異母、異父、婚外子含む)、甥姪がなる可能性がある	1,001	19.4%
	2 離婚時に親権を放棄し除籍された子も含まれる	1,005	19.5%
	3 法定相続人がいない場合、遺言がなければ財産は国庫に	1,598	31.0%
	4 法定相続人以外の者に確実に渡すためには遺言が必要	1,635	31.7%
法定相続割合	5 あくまで目安であり、保証されているものではない	1,077	20.9%
遺産分割協議	6 遺言がなければ法定相続人全員で行う必要	1,741	33.8%
	7 行わなければ全員での共有状態が続く	817	15.9%
	8 弁護士による交渉や調停でも不調の場合、確定するには裁判を起こす必要	849	16.5%
遺留分	9 配偶者や子どもにはあるが、兄弟甥姪にはない	1,373	26.6%
	10 主張して受け取るためには侵害した人に請求する必要	723	14.0%
	11 請求できるのは金銭のみ(不動産や株式等は請求できない)	466	9.0%
相続税	12 基礎控除(3,000万円+法定相続人の数×600万円)の範囲内であれば相続税はかからない	2,244	43.6%
	13 相続税がかかる場合、申告期限は原則10か月以内	1,133	22.0%
相続手続き	14 高齢の相続人(配偶者・兄弟)の認知機能が低下していた場合、相続手続きのために後見人をたてる必要が生じる可能性	1,251	24.3%
	15 令和6年4月以降、不動産は一定期間内の登記義務(違反は罰金)	847	16.4%
	16 上記に知っているものはひとつもない	1,331	25.8%

出典：M UFG 相続研究所「日本人の相続観と相続リテラシー」～相続に関する意識調査より～
調査対象／40歳以上の男女 調査地域／全国 調査方法／リサーチ会社を利用したWEBアンケート
調査時期／2023年9月22日(金)～9月24日(日) 有効回答者数／5,152名